

（前照灯）

第 260 条 前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第 62 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 前照灯は、夜間前方 15m（最高速度 20km/h 以上の第二種原動機付自転車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
 - 二 前照灯の照射光線は、原動機付自転車の進行方向を正射し、その主光軸は、下向きであること。
 - 三 前照灯の灯光の色は、白色又は淡黄色であること。
 - 四 前照灯は、灯器が損傷し、又はレンズ面が著しく汚損しているものではないこと。
- 2 前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 62 条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、前照灯の照明部及び取付位置の測定は、別添 94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係）」を準用するものとする。
- 一 光度が 1 万 cd 以上の前照灯にあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造であること。
 - 二 前照灯の取付位置は、地上 1 m 以下であること。
 - 三 前照灯は、原動機が作動している場合に常に点灯している構造であること。
 - 四 前照灯の個数は、1 個又は 2 個であること。
 - 五 前照灯を 1 個備える場合を除き左右同数であり、かつ、前面が左右対称である原動機付自転車に備えるものにあつては、車両中心面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。
 - 六 前照灯は、点滅するものでないこと。
 - 七 前照灯の直接光又は反射光は、当該前照灯を備える原動機付自転車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 八 前照灯は、その取付部に緩み、がた等がある等その照射光線の方向が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
- 3 施行規則第 62 条の 3 第 1 項の規定により型式の認定を受けた原動機付自転車に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた前照灯であつてその機能を損なう損傷等のないものは、前項各号の基準に適合するものとする。